

高知県漁業自主調整促進協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県漁業自主調整促進協議会補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的及び補助事業者)

第2条 県は、沖合及び沿岸漁業者間の紛争及び摩擦を排除し、漁業秩序の維持確立により関係漁業者の円滑な操業を行わせるため、関係者で組織する漁業自主調整促進協議会等（以下「補助事業者」という。）が行う事業（以下「補助事業」という。）に対して、予算の範囲内で補助する。

(補助事業、補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助事業に係る事業種目、事業細目、補助対象経費、及び補助率は、別表第1に定める。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 別記第2号様式の1による事業計画書
- (2) 別記第2号様式の2による収支予算書
- (3) 県税の納税証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書及び本人確認書類の写し（県税の納税義務がない補助事業者については申立書による）
- (4) 補助事業者に県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書兼滞納の有無を関係課に照会することに対する同意書（別紙1）

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業者は補助金の交付の決定を受けた補助事業に関し、交付決定額の増額、交付決定額の30パーセントを超える減額又は補助事業の内容の著しい変更のいずれかに該当する場合は、別記第3号様式による変更（中止

- ・廃止) 承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、前号の規定に準じ知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業は、補助金の交付の決定を受けた年度内に完了させること。
- (4) 補助事業者は、当該補助事業により取得した財産については、善良な管理をするとともに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (5) 補助事業の実施に関する証拠書類及び帳簿等は、補助事業の終了した年度の翌会計年度から5年間保管すること。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 補助事業者は、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(概算払の請求)

第8条 補助金の交付の決定通知を受けた補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、別記第4号様式による補助金概算払請求書を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 別記第6号様式による収支決算書
 - (2) 別記第7号様式の1による活動実績書
 - (3) 別記第7号様式の2による調整に関する実施報告書
- 2 規則第11条第2項の規定による実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から20日を経過する日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日までのいずれか早い日までとする。

(情報の開示)

第10条 補助事業又は補助事業者に関して高知県情報公開条例（平成7年高知県条例第45号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第11条 補助事業者は、業務の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第4号及び第5号並びに第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 18 年 4 月 21 日から施行し、4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事業種目	事業細目	補助対象経費	補助率
漁業秩序の維持確立のために行う自主調整促進に関する事業	操業指導監督事業	事業実施に要する経費（指導員報酬、監視船用船料、旅費等）	事業に要する経費の2分の1以内
	密漁等違反防止事業		
	啓発広報事業	事業実施に要する経費（印刷製本費、消耗品等）	
	操業区域標識設置等事業	事業実施に要する経費（役員費、報償費、消耗品等）	
	漁具被害等救済事業		
紛争調停事業	事業実施に要する経費（会場使用料、旅費等）		

別表第2（第5条－第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

所在地
名称
代表者職氏名
代表者生年月日

年度高知県漁業自主調整促進協議会補助金
交付申請書

年度において、高知県漁業自主調整促進協議会補助金の交付を受けた
いので、高知県補助金等交付規則第3条及び高知県漁業自主調整促進協議会補
助金交付要綱第4条の規定により下記の関係書類を添えて、補助金 円
の交付を申請します。

記

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 県税の納税証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及
び本人確認書類の写し（※2）（県税の納税義務がない補助事業者に
ついては申立書による）
※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。
※2：補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健
康保険証の写し等。
（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示がある
ため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・
番号は復元できない程度にスキミング処理を施す等してください。
- 4 補助事業者に県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書兼滞納
の有無を関係課に照会することに対する同意書（別紙1）

第2号様式の1（第4条関係）

事業計画書

1 事業種目

2 事業主体

3 事業の目的

4 事業の内容

経費の区分	事業費	負担区分			備考
		県補助金	自己負担金	その他	
	円	円	円	円	
計					

5 事業の効果

6 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

7 管理運営の概要

第2号様式の2（第4条関係）

収 支 予 算 書

収入の部

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
	円	円	円	
計				

支出の部

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
	円	円	円	
計				

上記収支予算書は、原本と相違ありません。

年 月 日

所 在 地
名 称
代表者職氏名

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県知事 様

所在地
名称
代表者職氏名

年度高知県漁業自主調整促進協議会補助事業変更
（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知
のありました 年度高知県漁業自主調整促進協議会補助金について、下記の
とおり変更（中止・廃止）したいので、高知県漁業自主調整促進協議会補助金交
付要綱第7条第1号の規定により承認されるよう申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更計画の内容

計画 区分	経費の区分	事業費	負 担 区 分			備 考
			県補助金	自己負担金	その他	
当 初 計 画		円	円	円	円	
	計					
変 更 計 画						
	計					

第4号様式（第8条関係）

高知県漁業自主調整促進協議会補助金概算払請求書

金 円也

上記、 年度高知県漁業自主調整促進協議会補助金（高知県指令 第 号）を、高知県漁業自主調整促進協議会補助金交付要綱第8条の規定により概算払によって交付されるよう請求します。

記

補助金交付決定額 円

既 交 付 額 円

今 回 請 求 額 円

事業費の収支見込み書 別紙のとおり

年 月 日

高知県知事 様

所 在 地
名 称
代表者職氏名

年 月 日

高知県知事 様

所 在 地
名 称
代表者職氏名

年度高知県漁業自主調整促進協議会補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました。年度高知県漁業自主調整促進協議会補助金に係る事業を実施したので、高知県漁業自主調整促進協議会補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 事業種目

2 事業主体

3 事業の内容

経費の区分	事業費	負担区分			備考
		県補助金	自己負担金	その他	
	円	円	円	円	
計					

4 実施方法

5 実施期間 年 月 日から

年 月 日まで

6 事業の成果

7 管理運営の概要

第6号様式（第9条関係）

収 支 決 算 書

収入の部

項 目	本年度決算額	当初予算額	比較増減	備 考
	円	円	円	
計				

支出の部 （支出証拠となる資料を添えてください。）

項 目	本年度決算額	当初予算額	比較増減	備 考
	円	円	円	
計				

上記収支決算書は、原本と相違ありません。

年 月 日

所 在 地
名 称
代表者職氏名

第7号様式の2（第9条関係）

年度における漁業調整に関する実施報告書

協議会名

漁場利用調整及び漁業紛争問題	発生年月日又は調整対応日	問題点及び課題	対応関係者又は漁協名	完結又は継続の区分

誓約書兼同意書

高知県漁業自主調整促進協議会補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

年 月 日

高知県知事 様

住所

名称

(代表者・職) 氏名 (自署)